

別紙 2

下記のとおり、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）及び告示（平成十年大蔵省告示第二百二十三号、平成十八年金融庁告示第三十四号及び平成十八年金融庁告示第三十六号）における改正内容については、それぞれ「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 信用金庫法施行規則

改正しようとする内容	委任元の条項	対応する銀行法施行規則案
	①外国特定金融関連業務会社の業務(第 66 条の 4) 【主な内容】 外国特定金融関連業務会社の業務に信用金庫法施行規則第 64 条第 3 項第 9 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を追加	
②届出事項（第 100 条第 1 項、第 6 項） 【主な内容】 (1)法定営業日・法定業務取扱時間に業務を行う従たる事務所の設置に係る届出について、半期一括事後届出とする (2)従たる事務所の種類の変更（出張所から従たる事務所へ変更する場合）に係る届出について、半期一括事後届出とする (3)第 100 条第 1 項第 10 号を削除 等	信用金庫法第 87 条第 1 項第 6 号	・ 第 9 条第 1 項第 3 号、第 4 号 ・ 第 35 条第 1 項第 3 号の 7 ・ 第 35 条第 1 項第 3 号の 8 ・ 第 35 条第 1 項第 4 号の 2 ・ 第 35 条第 1 項第 6 号 ・ 第 35 条第 1 項第 7 号 ・ 第 35 条第 1 項第 7 号の 2 ・ 第 35 条第 8 項第 2 号

2. 告示

改正しようとする内容	委任元の条項	対応する銀行法施行規則案
	①信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十三号） 【主な内容】 1. ②③の改正に伴い第 5 条を削除	
②信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号） 【主な内容】 第 1 条及び第 2 条に信用金庫法施行規則第 64 条第 3 項第 7 号に掲げる業務を主として営む会社を追加	信用金庫法第 53 条第 3 項第 7 号、第 54 条第 4 項第 7 号	・ 第 13 条第 4 号の 2
③信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介等を定める件（平成十八年金融庁告示第三十六号） 【主な内容】 第 1 条及び第 2 条に信用金庫法施行規則第 64 条第 3 項第 7 号に掲げる業務を主として行う会社が営む貸金業（信用金庫法施行規則第 64 条第 3 項第 7 号に掲げる業務に附帯して営むものに限る。）の業務の媒介を追加	信用金庫法第 53 条第 3 項第 7 号、第 54 条第 4 項第 7 号	・ 第 13 条第 4 号の 2

※その他、上記改正に伴う所要の規定の整備等を行う。